

田辺周辺広域市町村圏組合の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定 昭和46年6月26日 条例第12号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合の職員（以下「職員」という。）の懲戒及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員の懲戒及び効果に関しては、田辺市職員の懲戒及び効果に関する条例（平成17年田辺市条例第30号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。